

建設工事施工管理基準

この建設工事施工管理基準は、建設工事共通仕様書第1編 1-1-27「施工管理」に規定する建設工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

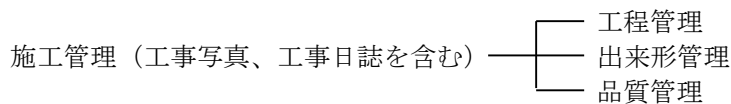
1. 目的

この基準は、建設工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この基準は、県が発注する建設工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。但し、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

- ① 受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、本基準に定める様式にて管理するものとする。但し、測定数が3点未満の場合は出来形測定結果一覧表（様式-2）のみでよい。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

- ② 「土木工事施工管理基準及び規格値」が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

(3) 品質管理

- ① 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、本基準に定める様式を作成するものとする。

但し、測定数が3点未満の場合は測定結果一覧表（様式-2）のみでよい

この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種(イ)、(ロ)、の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、設計図書で指定するものを実施するものとする。

- (イ) 路盤
維持工事等の小規模なもの（施工面積が 1,000 m²以下のもの）
- (ロ) アスファルト舗装
維持工事等の小規模なもの（同一配合の合材が 100t 未満のもの）
- ② 受注者は、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁（高さ 2.5mを超えるもの）については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。

6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7. その他

(1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準（案）により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

(2) 完成写真・出来形写真

工事の全景がわかる写真を完成届・出来形届と同時に提出しなければならない。ただし、画像データのメール送付でも可とする。

ただし、完成・出来形の判読ができない場合は、着手前と完成・出来形を対比できるように写真を提出すること。

なお、検査時の検査孔の穴埋時の処理状況の写真等を整理して監督員に提出（画像データのメール送付でも可）しなければならない。

(3) 工事日誌

- ① 工事日誌は、次に掲げる項目を記入したものを作成し、監督員より請求のあった場合は提示しなければならない。（様式は特に定めない）

- (イ) その日に実施した作業内容
- (ロ) 工事現場の気象状況（天気、気温）
- (ハ) 施工管理の作業内容
- (ニ) 監督員の確認事項
- (ホ) その他特記事項

- ② 工事日誌は、毎日作成し、工事現場に常備しておくものとする。

(4) 施工管理資料

- ① 施工管理資料は、工事完成後、すみやかに提出しなければならない。

(5) 情報化施工

受注者より情報化施工の使用について協議があった場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編」（国土交通省）、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」（国土交通省）または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」（国土交通省）の規定によるものとする。

なお、農政省が発注する建設工事において情報化施工の使用について協議があった場合は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）の規定によるものとする。

(6) 3次元データによる出来形管理

I C T施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」（国土交通省）の規定によるものとする。

また、農政部が発注する建設工事において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）の規定によるものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

(7) 施工箇所が点在する工事について

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。

8. 適用除外

工事内容等により、本規格を適用することが不適当な場合は、特記仕様書に示し適用除外とする。